

○駐車監視員資格者証の書換え交付

(第 13 条第 1 項)

改正 平成 29 年 3 月 22 日

審査基準

平成 29 年 3 月 22 日

法令名	確認事務の委託の手続等に関する規則
根拠条項	第 13 条第 1 項
処分の概要	駐車監視員資格者証の書換え交付
原権者 (委任先)	岡山県公安委員会
法令の定め	確認事務の委託の手続等に関する規則第 13 条第 3 項
審査基準	<p>当該書換え交付に係る駐車監視員資格者証の記載事項の変更について、その事実を確認するに足りる資料の提示又は、提出により、当該書換え交付申請が真正であることが確認できればその書換え交付を受けすることができる。</p> <p>ここにいう資料とは、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 本籍、住所、氏名及び生年月日 2 駐車監視員資格者証の番号及び交付年月日 3 書換え交付を申請する理由をいう。
標準処理期間	14 日
申請先	交通部交通指導課駐車対策係
問い合わせ先	交通部交通指導課駐車対策係
決裁区分等	交通部交通指導課長